

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業伏見西部第四地区土地区画整理事業施行地区内の保留地を売却するにあたり、京都市土地区画整理事業保留地処分規則第3条の規定により公告します。

平成22年1月4日

京都市長 門川 大作

1 保留地の位置，地積及び価額

伏見西部第四地区

所在地	保留地番号	面積（㎡）	総額（円）
京都市伏見区横大路一本木 京都市伏見区横大路菅本	100-8	805.45	54,770,600
京都市伏見区横大路一本木	104-9	1,109.86	78,800,060

2 買受申込者の資格

次の方は買受申込みをすることができません。

- (1) 成年被後見人
- (2) 保佐人の同意又はこれに代わる許可を得ていない被保佐人
- (3) 契約の締結に関し補助人の同意を得ることを要する被補助人で、当該同意又はこれに代わる許可を得ていない者
- (4) 破産者で復権を得ない者

3 買受申込み受付期間及び受付場所

(1) 受付期間

平成22年1月14日から同月27日まで

(ただし、土曜日及び日曜日を除く。)

(2) 受付時間

午前9時から午後5時まで

(ただし、正午から午後1時までを除く。)

(3) 受付場所

京都市伏見区下鳥羽但馬町134番地

京都市建設局南部区画整理事務所

4 抽選の日時及び場所

(1) 抽選の日時

平成22年2月4日(木)

時間については、買受申込みをされた方に後日お知らせします。

(2) 抽選の場所

京都市伏見区下鳥羽但馬町134番地

京都市建設局南部区画整理事務所

(3) 当選者の発表

各保留地の抽選終了後に行います。

5 抽選保証金

抽選当日、抽選保証金として500,000円(現金又は自己宛小切手)が必要です。

6 その他

(1) 一区画に対して、同一人が複数の買受申込みをすることはできません。

(2) 抽選場所については、本人又は委任状を持つ代理人以外は入場できません。

(3) その他については、京都市土地区画整理事業保留地処分規則の定めるところによります。

(建設局南部区画整理事務所)